

鳥取県環境立県推進功労者知事表彰要領

1 趣旨

この要領は、県内において環境保全のための実践活動、技術の開発・普及、教育啓発活動、廃棄物の適正処理の確保又は4R（廃棄物の発生抑制（Refuse）、削減（Reduce）、再利用（Reuse）又は再生利用（Recycle））等の推進等を行い、環境立県の推進に顕著な功績のあった個人又は団体（以下「個人等」という。）に対し、鳥取県環境立県推進功労者知事表彰（以下「表彰」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の対象

表彰は、次の功績を有する個人等（過去に同趣旨の知事表彰を受けたものを除く。）について行う。

（1） 環境保全のための実践活動に関する功績

広域的、先導的若しくは長期的（表彰しようとする年度の4月1日の時点（以下「基準時点」という。）で5年以上）な環境保全活動、環境美化活動若しくは緑化推進活動を行い、又は環境行政に協力若しくは従事したこと。

（2） 環境保全のための技術等の開発・普及に関する功績

省エネルギー等の温室効果ガスの排出低減技術、気候変動への適応に関する技術その他の環境保全のための技術若しくはそれらの技術を用いた製品の開発若しくは研究、又はそれらの先導的若しくは大量の導入若しくは普及啓発を行ったこと。

（3） 環境保全のための情報発信・教育啓発に関する功績

基準時点で5年以上にわたり環境保全のための情報の発信、又は学校、地域、企業等における教育啓発活動を行ったこと。

（4） 廃棄物の適正処理の確保又は4R等の推進に関する功績

ア 廃棄物処理業者、浄化槽関係業者又は廃棄物排出事業者であって、基準時点で県内において1年以上活動している次のいずれかに該当する事業所を有すること。

（ア） 廃棄物の適正処理の確保又は4R等の推進に関し、他の模範となる取組を行い、顕著な功績があった事業所

（イ） 廃棄物の適正処理の確保又は4R等の推進に係る新しい技術若しくは製品の開発に顕著な功績があった事業所

イ 基準時点で10年以上、県内において廃棄物の収集運搬業又は処分業に従事し、廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった個人。

ウ 基準時点で5年以上、県内で廃棄物の適正処理に関する事業を行う公益法人その他これに準ずる団体に勤務し、その発展に顕著な功績があった個人。

エ その他県内において廃棄物の適正処理の確保又は4R等の推進に尽力し、社会的貢献が顕著で他の模範になると認められる団体又は個人。

3 欠格条項

2に該当する個人等が次のいずれかに該当するときは、表彰しない。

- (1) その功績が政治活動又は宗教活動を目的として行われたもの
- (2) 公共の秩序又は安全を害するおそれのあるもの
- (3) 2の(4)に該当するものについては、過去5年間に廃棄物関連法令に基づく行政処分又は罰則の適用を受けたことのあるもの
- (4) その他知事が表彰の対象として適当でないと認めるもの

4 候補者の推薦

- (1) 市町村長、総合事務所長は、その所管区域内に住所又は事業所を有する者の中から、様式第1号又は様式第2号により被表彰者の候補者を推薦することができる。
- (2) 生活環境部長は、(1)により推薦されたもの以外の者が、特に功績が顕著であると認めるときは、その者を被表彰者の候補者に追加することができる。

5 被表彰者の決定

被表彰者は、生活環境部長、生活環境部次長、くらしの安心局長、環境立県推進課長、脱炭素社会推進課長及び表彰される功績に関係する課の課長で構成する選考委員会で審査した上で、知事が決定する。

6 表彰の時期

表彰は、別に定める日に行う。

7 適用日

この要領は、令和3年4月1日から適用する。